

上越市成年後見制度利用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）の規定に基づく成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である人に対し、市が助成する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 成年後見等開始審判 次に掲げるものをいう。

ア 民法第7条の規定による後見開始の審判

イ 民法第11条の規定による保佐開始の審判

ウ 民法第13条第2項の規定による保佐人の同意を要する行為の範囲を拡張する旨の審判

エ 民法第15条第1項の規定による補助開始の審判

オ 民法第17条第1項の規定による補助人に同意権を付与する旨の審判

カ 民法第876条の4第1項の規定による保佐人に代理権を付与する旨の審判

キ 民法第876条の9第1項の規定による補助人に代理権を付与する旨の審判

(2) 成年後見人等 民法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人をいう。

(3) 成年被後見人等 成年後見等開始審判を受けた人をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる人（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する人とする。

(1) 次のいずれかに該当する成年被後見人等

ア 本市が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を行っている人（以下「生活保護受給者」という。）

イ 本市が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を行っている人（以下「支援給付受給者」という。）

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当する人

(イ) 本市に住所を有すること。

(ロ) 成年被後見人等及び成年被後見人等と同一の世帯に属する全ての人の市民税均等

割が非課税であること。

(㊦) 成年被後見人等の現金及び預貯金の総額が100万円以下であること。

(㊧) 被扶養者でないこと。

(2) 前号に規定する成年被後見人等の配偶者又は4親等以内でない成年後見人等
(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 成年後見等開始審判の申立てに要する費用（以下「申立費用」という。）

(2) 民法第862条（同法第876条の3第2項又は第876条の8第2項の規定により準用される場合を含む。）に規定する報酬（以下「報酬」という。）

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 申立費用 成年後見等開始審判に要した費用の合計額

(2) 報酬 対象者に係る審判を所管する家庭裁判所（以下「管轄家庭裁判所」という。）が審判した報酬に相当する額として次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額とする。

ア イの場合以外の場合 家庭裁判所による報酬付与の審判において報酬の対象として定められている期間（以下「報酬付与期間」という。）の初日から起算して12月以内の期間に相当する額

イ 成年後見等開始審判を受けた場合 報酬付与期間の初日から起算して13月以内の期間に相当する額

2 助成金の交付の申請は、一の年度につき1回とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、2回を限度とする。

(1) 成年被後見人等が死亡した場合

(2) その他市長が必要と認める場合

(助成の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする人は、管轄家庭裁判所の申立費用又は報酬の額に係る決定があつた日の翌日から起算してそれぞれ6月以内に、上越市成年後見制度利用助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申立費用の助成 次に掲げる書類

ア 成年後見等開始審判に係る審判書の写し

イ 登記事項証明書

ウ 成年後見等開始審判に要した費用の額が分かる書類

エ 生活保護受給者にあつては、生活保護受給証明書

オ 支援給付受給者にあつては、現に支援給付を受けていることが分かる書類

カ 第3条第1号ウに該当する人にあつては、成年被後見人等の財産状況が分かる書類

(2) 報酬の助成 次に掲げる書類

ア 報酬に係る審判決定書の写し

イ 登記事項証明書

ウ 生活保護受給者にあつては、生活保護受給証明書

エ 支援給付受給者にあつては、現に支援給付を受けていることが分かる書類

オ 第3条第1号ウに該当する人にあつては、成年被後見人等の財産状況が分かる書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、助成の可否を決定したときは、上越市成年後見制度利用助成金交付^{決定}通知書（第2号様式）により申請者に通知_{却下}するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認める場合は、その助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年5月22日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前に改正前の上越市成年後見制度利用助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第3条に規定する対象者であった人で旧要綱の規定による助成を受けていないものについては、実施日から起算して3月を経過するまでの間に限り、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している旧要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市成年後見制度利用助成事業実施要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市成年後見制度利用助成事業実施要綱の規定は、平成29年4月1日以後に申請のある助成金について適用し、同日前に申請のあった助成金の交付についてはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。